

## 質 疑 回 答 書

回答期限 令和8年3月13日

所 属 名 奈良県広域水道企業団 安堵事務所

### 件 名 奈良県広域水道企業団安堵事務所 宿日直業務委託

No.	質 疑 内 容	No.	回 答 内 容
1	<p>・仕様書の第6条の3に「業務員は、70歳以下の者とする」とありますが、業務請負の場合年齢制限を設ける点について問題はございませんでしょうか。</p> <p>「高年齢者等職業安定対策基本方針」の第3条の1の(1)と(4)がこれに係るかと思われますので、ご確認をいただけますようお願い申し上げます。</p>	1	<p>ご指摘のとおり、問題があると考えます。</p> <p>奈良県広域水道企業団安堵事務所 水道庁舎宿日直業務委託 仕様書内、第6条の3 「業務員は、70歳以下の者とする(70歳に達した日以後における最初の3月31日を超えていない者)。｣としていましたが、</p> <p>「業務員は、宿日直業務を適切におこなえるものとする。」に改めます。</p>